

2016年11月1日

防衛大臣

稲田 朋美 殿

沖縄・辺野古新基地建設のための埋め立て用土砂の
西日本各地からの採取・購入計画の中止を求める要請書

辺野古埋め立て土砂搬出反対全国連絡協議会

共同代表 大津 幸夫

(自然と文化を守る奄美会議、鹿児島県奄美市)

阿部 悦子

(環瀬戸内海会議、愛媛県松山市)

連絡先 700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方

参加団体 奄美市住用町市環境対策委員会 (栄清安 森紘道)
海の生き物を守る会 (向井宏)
沖縄・新基地をつくらせない広島県実行委員会 (菊間みどり)
環瀬戸内海会議 (阿部悦子 湯浅一郎)
五島列島・自然と文化の会 (歌野敬)
自然と文化を守る奄美会議 (大津幸夫 藺博明)
島ぐるみ会議名護 (稲嶺進・松田藤子・屋比久穂ほか計12名)
小豆島環境と健康を考える会 (富田忠孝)
手広海岸を守る会 (碓山勇生)
播磨灘を守る会 (青木敬介)
「辺野古に土砂は送らせない！」山口のこえ (大谷正徳)
故郷の土で辺野古に基地をつくらせない香川県連絡会
(市村康 五宝光基)
辺野古埋立て土砂搬出反対北九州連絡協議会
(安藤昭雄 松永英樹 南川健一 三輪幸子 森下宏人)
辺野古埋立て土砂搬出反対熊本県連絡協議会
(板井優 福島将美 海秀道 神谷杖治)
辺野古のケーソンをつくらせない三重県民の会 (柴田天津雄)
門司の環境を考える会 (森下宏人)
本部町島ぐるみ会議 (島袋吉徳 平良昭一 ほか)
(五十音順 カッコ内は代表、または共同代表)

私たちは、西日本各地で辺野古新基地建設のための埋め立て用土砂を、既存採石場を経営する採石業者から購入・調達する計画の中止を求め、また、埋立て用資材ケーソン建造に反対して活動する団体・個人が連携・協力していこうと、2015年5月31日、採取候補地の一つ奄美に集い設立した全国規模の市民団体です。現在までに、鹿児島県、熊本県、長崎県、福岡県、山口県、広島県、香川県、三重県、そして沖縄県から18団体が参加しています。

この間、各地で採石に伴う山、川、海の環境汚染の実態調査を行うとともに、採取計画の撤回を求める署名活動(添付資料)を進め、昨年 2015 年 10 月 15 日、5 万 2 4 2 9 筆を内閣総理大臣に提出しました。このたび第二回目の署名、筆数 3 万筆余の提出を行う運びとなっています。

私たちは昨年 10 月、第一回署名提出にあたり、貴省担当部局との交渉の場を持たせて頂きました。しかし残念ながら、私どもの要請には満足、納得できるご回答は頂けなかったと受け止めております。

それから一年あまり、翁長・沖縄県知事の埋立て承認の取り消しをめぐる一連の裁判では裁判所からの「和解」の受け入れ、2014 年の名護市長選、沖縄県知事選そして衆議院選与党候補落選に続き、夏の参議院選挙沖縄選挙区でも現職・沖縄北方担当大臣が落選しました。2014 年以降、沖縄県内でのほぼ全ての選挙で「辺野古新基地建設反対」候補が、当選しました。

このように沖縄県民の民意として「辺野古新基地建設反対」が明確に示されたにもかかわらず、沖縄県東村高江の国によるヘリパッド建設の強行と反対住民に対する弾圧は、沖縄県民の心を踏みにじり、民主主義と地方自治を踏みにじる暴挙としか言えず、心からの怒りを禁じえません。しかも、高江における環境影響評価書では、オスプレイの訓練は想定されていません。しかし、実際にはオスプレイが訓練をすることになるので、騒音や高熱の下降気流による影響は、既存の環境影響評価とは異なった要素が含まれることになるはずです。即ち、オスプレイを想定した環境影響評価をやり直すべきであり、そうした手続きもないまま、工事を強行することは、極めて不当です。

また、この間には、辺野古はもとより、この国の環境保全に資するべく大きな動きが政府内外から提起されてきました。

2015 年 3 月 「特定外来種被害防止基本方針」の変更と「外来種被害防止行動計画」策定。

2015 年 11 月 沖縄県「公有水面埋立事業における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」の施行。

2016年3月 環境省・農林水産省による「生態系被害防止外来種リスト」の公表。

2016年4月 環境省の「生物多様性の観点から見た重要度の高い海域」の公表。

2016年9月 ハワイで開催された IUCN 国際自然保護連合・第6回世界自然保護会議における決議「島嶼生態系への外来種の侵入経路管理強化」の採択。

沖縄本島にあつては9割以上が人工海岸といわれており、その中で、極めて良好な自然環境・生態系を保っている辺野古崎・大浦湾の埋立ては、原状回復不可能なまでに破壊するものでしかありえません。

政府の責務である生物多様性国家戦略(2012年閣議決定)に即して外来種持ち込みを防止し、土砂供給地、及び辺野古埋め立て予定地の生物多様性を保全・回復することをどう担保できるのかが、明確にならない限り、土砂供給という事業は中止すべきです。

私たちは、上記の施策並びに勧告を踏まえ、生態系保全・環境保全のために貴省が厳正に対処することを求めるとともに、貴省の基本姿勢や対策に関する以下の質問に対して明確な回答を求めます。

1) 辺野古新基地建設、及び土砂搬出が、生物多様性基本法という法律に基づいた政策である生物多様性国家戦略に抵触することはあつてはならないと考えているか?

その際、国家戦略に抵触する可能性が考えられる問題として、いかなる課題があると考えているか?

2) 2016.4.26 衆議院・沖縄北方特別委員会議事録(質問者:近藤昭一議員)(以下、「会議録」)によると、土砂供給業者との契約はまだ行われていないとのことであるが、予算化もしていないと捉えていいか。また2017年度予算要求においても土砂供給に係る予算は含まれていないか。

そうした段階であるにもかかわらず、奄美や大隅半島の現地の情報によると、「図書」に示された採取地と異なる場所が供給地になる公算が強い場所もあると推測されるが、沖縄防衛局のどの担当部署がその工作作業をしているのか?少なくとも予算化されて

いない段階での工作作業は中止していただきたい。

- 3) 2010年、名古屋での生物多様性条約締約国会議(COP10)で合意された愛知目標にある「2020年までに海域の10%を海洋保護区にする」ための基礎資料として、2016年4月22日、環境省は、「生物多様性の観点から見た重要度の高い海域(以下、重要海域)」合計321海域(うち沿岸域270海域)を、予定より2年余り遅れてようやく公表した。

辺野古及び大浦湾も重要海域に含まれ、かつ辺野古の埋め立て予定地では生物調査をするたびに新種が発見されている。そのような海を埋めることが、生物多様性国家戦略に照らして抵触することはないと考える根拠は何か、明らかにしていただきたい。

- 4) 土砂搬出が生物多様性国家戦略に照らして問題になる課題は、以下の2点があると考えられるが、この認識は共有できるか？

1. 気候や緯度の異なる海域からの土砂持ち込みとそれによる沖縄本島独自の生態系の破壊が懸念される。

環境省・農林水産省による「生態系被害防止外来種リスト」(平成28年3月発行)によれば、外来種の種類は429種にのぼり、その移動・拡大防止について、「入れない」「捨てない」「拡げない」を「外来種被害予防三原則」とされている。また、それには「国外由来」と「国内由来」がリストアップされており、気候や緯度の異なる海域からの土砂移動は、外来種の持ち出し・持ち込みをもたらしかねない。

2. 土砂搬出地が面する海域の、実に6割強が、「重要海域」に選定された海域に面しており、これらの海域の保全が必要不可欠である。

- 5) 「会議録」によれば、埋め立てに伴う外来種の持ち込み対策は、「使用する埋め立て土砂が事業実施区域及びその周辺の生態系に影響を及ぼすものではないことを確認する」ことを通じて、「事業者の責任として沖縄防衛局が適切に対応する」としているが、

それをどう担保するのか？

これに関連して、「外来種対策の策定のため、防衛省に設置された環境監視等委員会の助言指導を得る」ということだが、同委員会は、辺野古埋立てを容認したうえで、影響を最小限にする環境保全措置を検討するとされ、具体的には「底生動物等の移動計画」、「ジュゴンに関する環境保全措置」、「陸生動物、河川水生動物の移動計画」「美謝川切り替えに関する環境保全措置」など、自然が生み出す生物多様性の構造を無視したような事業を検討しており、およそ生物多様性を第一にした審議ができるようには見えない。いずれにせよ、指導・助言の内容検討の議論がどのように行われるのか、明らかにしていただきたい。

防衛省が外来種持ち込み防止対策を作成することを前提として、どのような状況が整えば、作成されたことになるのか。防衛省は、事業の当事者であり、防衛省が定めた防止対策では客観性に乏しく、環境省や第三者的な専門家による対策の吟味とチェックが必要である。

また、これらができるまでは、土砂供給業者との契約は行わないのが筋であるが、いかがか。

- 6) 防止策の中身になるが、那覇空港埋め立てに関する奄美での沖縄県による立ち入り調査の結果、すべての調査点で特定外来生物ハイロゴケグモガ確認されているが、長期にわたり放置されている岩ズリ置き場からは、特定外来生物が発見される可能性は極めて高いと推測される。そこで、購入予定の岩ズリ保存現場において特定外来生物に関する詳細な環境生物調査を実施するのが当然であるが、その調査を誰が行うのか？

「会議録」によれば、「埋め立て土砂の供給業者に所要の調査などを義務づける等」としているが、それで十分な調査ができると考えているのか？

第三者的専門家、ないし調査機関に委託すべきではないか。

- 7) 調査の結果、外来生物が発見された場合、それへの対処方法が問題となる。外来種

の持ち出しは禁ずるとの本来の目的からすれば、その場所の岩ズリは使用しないということにすべきものであるが、いかがか。

那覇空港での石材のケースでは簡易な洗浄をしているが、そのようなことで防止できているか否かを判断できるのかどうかは疑問である。ましてや、大きさが大小異なり、泥砂が混じる「岩ズリ」では、洗浄はほとんど不可能と考えられるが、いかがか。

- 8) 本年9月ハワイで行われた IUCN 国際自然保護連合・第6回世界自然保護会議で採択された決議「島嶼生態系への外来種の侵入経路管理の強化」について。なぜ、日本政府として棄権したのか？

生物多様性国家戦略からすれば、賛成すべきではないのか？

決議の第2項目の日本政府への4項目の要求に対して、政府としてどう答えるのか？

特に

- a) 土砂が沖縄島の辺野古に運ばれる前に、混入する外来種を早期に発見する方法を確立すること、そして沖縄の地域の専門家や生物多様性保全活動に関するステークホルダーが勧める方法を取り入れること。
- b) 第三者的な立場の専門家を招き、埋め立て土砂運搬に関する適切なリスク評価を実施すること。沖縄の重要な生態系を守るためのリスク軽減策を適用すること について対応策を明らかにしていただきたい。

- 9) そもそも土砂供給予定地は、自然公園法に基づく国立公園、ジオパーク、さらには世界遺産登録を目指す地域やその隣接地である。しかも採石業の計画延長申請に伴い、国立公園指定地域から除外することもあったと聞いている。予定地では山が削られ、土砂が川や海に流入するなどの自然破壊が進んでいるが、生物多様性国家戦略を推進する立場からも、これらの実態調査をするべきではないか？

奄美大島や小豆島の潜水調査から、採石場地先の海底には、流出した土砂粒子が岩盤に付着し、周辺の生態系に甚大な被害が出ていることが指摘されており、全供給予定地

で同様な調査をすべきではないのか。

10) 土砂供給予定地沿岸海域の約6割が、「重要海域」に含まれているが、この点について、どのようにとらえ、どう対処されるつもりか？ 重要海域選定の根拠となった情報を記した情報票に照らして、採石事業との関連を具体的に吟味し、調査をすべきではないか。

例えば、

・小豆島；ハヤブサ、ミサゴの営巣地、サワラの産卵場、希少種の生息地と採石場との関連等。

・黒髪島；スナメリ（大津島巡航）、鳥の営巣地、魚の産卵場、希少貝の生息地。

・御所浦島；鳥類（イソヒヨドリ、ウミウ、クロサギ、コアジサシ、ハヤブサ、ミサゴ）営巣地、魚類（イサキ、トラフグ、ブリ、マダイなど）の産卵場、貝や、カニなどの絶滅危惧種の有無などを調査。

・奄美大島；住用川河口干潟は、マングローブ樹種の希少分布地であり、希少巻貝類も多産。マングローブ特有の多くの種類の生物、鳥類の営巣地、

これらに関する対応につき見解を求めたい。

11) 辺野古埋立て用資材とされるハイブリッドケーソンは本土側で製造といわれているが、防衛省はその発注内容・仕様書等を把握しているのか。埋立てが公共事業であるという性格上、当該事業者たる沖縄防衛局が当然は把握していると思われるが、埋め立て事業を落札しケーソン製造を発注した業者とケーソン受注業者という民間企業同士の契約を理由に、その発注内容・仕様書等を秘匿するのは筋が通らないと思うが、いかがか。

また、ハイブリッドケーソンは報道によれば、鋼材と鉄筋コンクリートを一体化した箱であり、一基当たり長さ 52m×幅 22m×高さ 24m、重量約 7400 トンと巨大コンクリート構造物である。そして報道では、三重から辺野古まで「引き船で運搬」とされて

いる。この搬送には船舶を使用するしかないと思われるが、搬送方法は、「政令が定める一定の港湾」を使用することになるのか。

